

新潟県条例第10号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和元年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（一般職の職員の給料月額の特例）	（一般職の職員の給料月額の特例）
第3条 （略）	第3条 （略）
<p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員（以下「<u>一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員等</u>」という。）のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定（以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定（以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。</p>
<p>3 <u>前2項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員等に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定</u></p>	

められた額とする。

4 前3項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第25条第5項又は市町村立学校職員給与条例第26条第5項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

（一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第4条 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員（一般職員給与条例第2条又は市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員に限る。以下同じ。）に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立学校職員給与条例第24条第2項の規定（以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職

（一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第4条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立学校職員給与条例第24条第2項の規定（以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当

員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

3 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項前段又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

(3) 前条第4項に規定する職員又は前条の規定の適用を受ける職員以外の職員 100分の3

該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。